

ご利用ください

新エネルギー・省エネルギー関連事業

村では、新エネルギー・省エネルギーに関連する事業を行っています。ご利用ください。
詳しくは、担当課までお問い合わせください。

電気自動車（EV）とプラグインハイブリッド自動車（PHV）用の急速充電器と普通充電器設置

自動車の走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及。また、電気自動車の走行時の不安軽減、さらには電気自動車ユーザーの観光誘客も視野に入れた電気自動車用「急速充電器（44kw）」「普通充電器（200V）」を設置しました。手続きは不要で、どなたでもご利用できます。

【設置場所】 原村役場庁舎西側（ATM 裏）

【利用時間】 24 時間 365 日利用可能

【利用料】 当面の間無料

【利用方法】 設置場所に用意した「利用簿」にご記入ください。

操作方法は、充電器本体部分に掲示してあります。

【問合せ先】 総務課 村づくり係 tel.79-7922（直通）

原村生産木材提供事業

村有林の間伐材を、薪としてご利用いただくことができます。村が指定する期日までに定められた場所から搬出し、搬出した木材の 1 割に相当する量の木材を 40cm 程度に玉切りし、割って薪として使える状態にして、村が指定する薪ステーションに提供するものです。

【対象者】 原村に住所または別荘があり、自らが木材活用できる方で、提供対象者として登録のある方

【事業年度】 平成 25 年度～

【問合せ先】 農林商工観光課 農村整備係 tel.79-7932（直通）

原村薪割機貸付事業

原村における間伐材の有効活用を図り、薪利用循環社会構築を目的とした活動をする団体又は個人に薪割機を貸し出します。

【対象者】 目的に沿った活動を村内において行っている団体又は個人で、この事業に登録しているもの

【保管場所】 原村役場

【貸付料】 1 日当たり 3,000 円

【問合せ先】 総務課 村づくり係 tel.79-7922（直通）

原村図書館「信州あったかシェアスポット」「クールシェアスポット」

「信州あったかシェアスポット」とは、暖房設備のある施設を積極的に活用することにより、社会全体での節電、省エネルギーを図ろうとするものです。冬は自宅の暖房を止めて、原村図書館で温かく過ごしてみませんか。

また、夏場は「クールシェアスポット」として行います。活用してください。

【期間】 「信州あったかシェアスポット」毎年冬期間。「クールシェアスポット」は、毎年夏の期間。

【問合せ先】 原村図書館 tel.70-1500

新エネルギー・省エネルギー設備に関する村の補助金

新エネルギー・省エネルギーに関する設備等補助事業をご利用ください。
詳しくは、担当課までお問い合わせください。

原村太陽光発電システム設置補助金

居住する住宅に太陽光発電システムを設置する費用に対して補助します。

【事業年度】 平成 23 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【対象者】 村内の住宅（併用住宅）等に太陽光発電システムを設置しようとする個人で、次のいずれにも該当する場合。
①村内に住民登録があり、村税等を滞納しておらず、村内に自らが居住する住宅（新築の場合を含む）等であること
②最大出力が 10kw 未満で、未使用品のもの
③電力会社と余剰電力の売電契約を締結できるもの

【補助率】

設置にかかる費用の 1/10 以内で、限度額は下記のとおりです。

- 村内業者（村内に本店を有する業者）が設置する場合は 20 万円。
- 上記以外の業者が設置する場合は 10 万円。

【申請締切】

工事に着手する前に申請してください。

※工事着手後の申請は、受付できませんのでご注意ください。

【問合せ先】 建設水道課 環境係 tel.79-7933（直通）

原村生ごみ減量化等推進事業補助金

生ごみは、家庭から出るごみのうち約 4 割を占めています。村では、家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機の購入費用の一部を補助します。

【事業年度】 平成 21 年 4 月 1 日～

【対象者】 原村に住民登録があり、村税等を滞納しておらず、自らが生ごみの減量化を積極的に行う方。

【補助金額】

- 生ごみ処理機は、1 基につき購入費の 1/2 以内。上限 20,000 円。〈1 世帯につき 1 基まで（5 年間）〉
- 生ごみ処理容器は、1 基につき購入費の 1/2 以内。〈1 世帯につき 2 基まで（5 年間）〉

【申請締切】 処理機器の購入の日から 60 日以内に申請してください。

【問合せ先】 建設水道課 環境係 tel.79-7933（直通）

原村電気自動車等導入補助金

電気自動車等の購入者に対して、補助金を交付します。（2 輪車、原付 4 輪車及び特殊自動車等は除きます。）

【事業年度】 平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

【対象者】 電気自動車等を新規に購入し、次のすべてに該当する方

● 新規に購入した方（所有者に限る。）で、当該車両の自動車検査証の所有者の氏名または名称欄に申請者の名前が記載されている方。
 ● 村内に保管場所がある方
 ● 村税等や村への納付金に滞納がない方
 ● 新規登録する時点において、1 年以上原村に在住しており（個人に限る。）、これまでにこの補助金の交付を受けていない方。

【補助金額】 1 台 50,000 円

【申請締切】 新規登録日から 3 月以内か新規登録日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに申請してください。

【問合せ先】 総務課 村づくり係 tel.79-7922（直通）